主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であり、弁護人鍛治利秀の上告趣意第一点は、違憲(三七条一項、三九条後段違反)をいうが、いわゆる常習累犯窃盗の罪に刑法所定の累犯加重をすることは、所論のように盗犯等の防止及び処分に関する法律三条において、累犯あるものとして加重されているのに、更に刑法よる累犯加重をするものではないから、所論は、その前提を欠き、同第二点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年二月一九日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
左 隹	信	Ш	/]\	裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官